

第1回 建設工事従事者安全健康確保推進会議 議事概要

日 時：平成29年3月28日（火）16：00～16：30

場 所：中央合同庁舎3号館4階幹部コーナ一会議室1

出席者：末松国土交通副大臣

橋本厚生労働副大臣

堀内厚生労働大臣政務官

富樫総務大臣政務官

井原経済産業大臣政務官

【議題1・2】建設工事従事者安全健康確保推進会議、専門家会議の設置について

事務局より資料1、2の説明を行い、末松国土交通副大臣を議長とした建設工事従事者安全健康確保推進会議の設置及び専門家会議の設置について了承された。

【議題3・4・5】建設業及び建設工事従事者の現状、建設業における労働安全衛生対策、今後の進め方について

事務局より資料3、4、5、6に基づき説明を行い、事務局案のとおり今後の進め方について了承された。

【その他】今後の基本計画の策定に向けた発言

橋本厚生労働副大臣、富樫総務大臣政務官、井原経済産業大臣政務官、末松国土交通副大臣より発言があった。主な発言は以下のとおり。

○橋本厚生労働副大臣

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下、「本法」という）の施行により、建設業者や業界関係者の自主的な取り組みが促進され、建設現場での災害が減少するよう総合的、計画的に対策を講じていく必要がある。
- ・基本計画の策定にあたっては、労働安全衛生の観点から、安全衛生経費の確保、一人親方の皆様の安全及び健康の確保及び中小建設業者の安全衛生管理能力の向上が重要である。
- ・そのほか建設業の労働時間の適正化、社会保険の適用拡大、女性の活躍について厚生労働省としても関心を持ち、専門家会議の意見を聞きながら実効性のある基本計画となるよう検討していく。

○富樫総務大臣政務官

- ・地方の主要産業の一つである建設産業に従事する人々の安全と健康の確保は、地域経済の活性化を図る上からも重要である。
- ・総務省では、本法の成立・公布を受け、地方公共団体に対し、全国10箇所のブロック会議において、法の趣旨を説明するとともに、都道府県に対し、都道府県計画の策

定等について、文書により協力依頼を行った。

- ・関係府省と連携しつつ、都道府県における取組を促すことを通じ、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に取り組んでいく。

○井原経済産業大臣政務官

- ・経済産業省は、日本工業規格（JIS 規格）を定め建材等の資機材の安全性の確保の取組を支援しており、今後も新たな JIS 規格の提案があれば、その策定を支援して参りたい。
- ・建設現場における死亡事故撲滅のために、関係省庁と連携しつつ、法律や基本計画の説明会の開催など、本法の趣旨を関係者に周知するよう努めていく。

○末松国土交通副大臣

- ・建設業の働き方改革、担い手の確保・後継者の問題、賃金の問題もあり、同時に建設工事の施工時期の平準化もある。
- ・各省庁が連携を密にし、特に基本計画の作成にあたって大きな論点となる安全衛生経費の確保や一人親方への対処等について、関係者や国民の期待に沿えるよう考えて参りたい。

了